



6月16日、イスラエルはテヘランの国営放送局を攻撃した（AFP＝時事）

「12日戦争」が示した 新中東秩序

短期決戦でイランを圧倒したイスラエル。域内政治を主導する存在として中東国際政治の局面を大きく変えたが、トルコやアメリカとの関係など制約も多い。イランのウラン濃縮はこれで止まるのか、東アジアへの影響は。多角的に検討する。

池内 恵 東京大学教授

鈴木 一人 東京大学教授

細谷 雄一 慶應義塾大学教授・本誌編集委員長

細谷 今年6月13日、イスラエルがイランに直接的な軍事攻撃を行い、それに対してイランも報復したことは、世界に大きな衝撃を与えました。その後、米軍の介入を経て、24日に一応の停戦をみえています。

鈴木 イスラエルの攻撃は、イランの核開発を巡る米・イラン間の協議が進展する中で、その内容（イランのウラン濃縮能力の残存）に不満を持つイスラエルが、交渉の妥結を妨害するために始めたものです。

イスラエルは以前から、イラクやシリアで建設中の原子力発電所を空爆するなど、周辺国が核に関する技術を保有することに極めて敏感に反応してきました。その意味ではイスラエルの伝統的な行動パターンですが、国際法上認められない先制攻撃であることは確かですし、国際原子力機関（IAEA）の報告書にもある通り、今イランが核兵器を製造しているという明確な兆候は見られません。

池内 トランプ米大統領とイスラエルのネタニヤフ首相の間には、最終的にはイランのウラン濃縮能力の完全除去を「出口」とすること、交渉が不調に終わればイスラエルが軍事攻撃を行うことについて、合意があったとみられています。しかしその過程であくまで交渉を優先させ、場合によっては、ごくわずかであればイランのウラン濃縮能力の残

存を容認しそうなトランプ大統領に対してネタニヤフ首相は危機感を持ち、6月12日にIAEA理事会が「イランが査察協定に違反している」と非難する決議を採択したことを口実に、先制攻撃を行ったということでしょう。ネタニヤフ首相としては、直前通告および事後報告でトランプ大統領を説得できるという判断があったと思います。

細谷 池内さんは本誌89号の論考「中東秩序再編 主導権握るイスラエル」で、イスラエルが強大化し、「新しい勢力均衡」が生まれると論じられています。

池内 イスラエルにとって今回の戦争は、第4次中東戦争（1973年）以来の主権国家間の戦争でした。以降も戦闘は多々ありましたが、それらは非国家主体との衝突であり、イスラエルに直接的に挑戦するアラブ国家は現れなくなりました。主権国家で唯一その可能性があったのは、非アラブのイランです。イランは、ハマスやヒズボラなどアラブ系の非国家主体を代理勢力として支援し、イスラエルに間接的に軍事的圧力をかけることで、少なくともイスラエルから直接イランに攻撃されないという意味での抑止を成り立たせてきました。しかし、その抑止は昨年のミサイルの撃ち合いではころびを見せ、今回のイスラエルによるイランへの大規模な空爆により、大きく崩れたといえるでしょう。

イスラエルは、軍事力で自らが望まない
勢力を排除できるが、地域秩序を作る
ヘゲモニーを持たないのです。

イスラエルの継戦能力が明らかに

細谷 トランプ大統領はこの戦争を「12日戦争」と呼んでいます。

鈴木 1967年の「6日間戦争」（第3次中東戦争）を想起させますね。

池内 「12日戦争」という呼び方に、今回の戦争の性格が象徴的に現れています。「6日間戦争」に限らず、イスラエルとアラブ諸国との戦争は、イスラエル建国時の第1次中東戦争を除けば、いずれも短期間で終結しています。非国家主体との戦闘も同様で、2006年のヒズボラとの「34日戦争」は、イスラエルとしては例外的に長いものです。

このことはイスラエルの継戦能力の限界を端的に表しています。中東で圧倒的な軍事力を誇るイスラエルですが、

きました。そしてついにイランとも直接に戦火を交えたのです。イスラエルとしては、短期決戦ではなく、長期にわたり戦争を遂行する能力があると誇示することで、自らが米国の代わりに軍事力を行使し、場合によってはイランの現体制を転覆させ、米国・イスラエルに有利な形で中東の再編を進める——そんなパッケージを、主として米国に売り込んで見せたわけです。

細谷 実際のところ、イスラエルは長期戦を戦う能力、リソースを持ち合わせているのでしょうか。もしそうであれば、今後の中東秩序は大きく変わります。

池内 やはり疑問符が付くというのが、大方の評価でしょう。非国家主体のヒズボラとの戦闘であれば断続的に戦線を維持することができても、対イランの戦争が長期化すれば、空港の長期閉鎖などで国内経済が回らなくなりかねません。だからこそイスラエルは、多額の資金を投じて対空防衛迎撃システムを開発し、配備してきたわけです。しかしそれでも100%ではありません。実際、イランのミサイルやドローンによる飽和攻撃は、12日間の交戦の後半になるとイスラエルの防空システムを貫通する度合いが上がっていったとみられます。また、イスラエルの高精度迎撃弾は米国からの供給に依存しているため、「弾切れ」が見え



いけうち さとし 2001年東京大学大学院総合文化研究科博士課程単位取得退学。専門はイスラーム政治思想。18年より現職。先端研創発戦略研究オープンラボ（ROLES）代表。著書に『現代アラブの社会思想』『イスラーム国の衝撃』『シーア派とスンニ派』など。

長期戦を遂行する能力には欠けるとみられているのです。今回も対イランでは空爆のみで、地上戦とはなりません。アサド政権が倒れたことで、外交的な配慮なしにシリアおよびイラク・クルディスタン地域政府（KRG）領域の上空を戦闘機が飛行できる（中立的でありたいアラブ諸国の上空を飛ばすにすむ）など、安定的に空爆できる条件が揃ったという面もありますが、本質的には長期戦を回避したい意向があったでしょう。

細谷 他方で、ガザ紛争が長期化しており、イスラエルとしても長期戦への備えを進めているように見えます。

池内 イスラエルはその点に十分に自覚的です。23年の「10・7」（ハマスによるイスラエル攻撃）以降、イスラエルはハマスやヒズボラなどイラン系非国家主体やイエメン、シリアなどに対し、断続的に多正面の軍事作戦を展開して

た段階で米国はイスラエルの戦争を止めにかかります。イスラエルが年単位の国家間戦争に耐えられるかという点、やはり難しいのではないのでしょうか。

鈴木 逆に、イラン革命体制の耐久力は強靱です。イラン・イラク戦争（1980～88年）で地上戦を行い、化学兵器を使用されるなど多大な犠牲を払って戦い抜いたことは、指導者層に自信を与え、革命体制の正統性の根拠にもなっています。戦争が長期化すれば、その趨勢は彼我の軍事力の差だけでは判断できません。実際、空爆だけでイランを体制転換させるのは困難で、かといってイスラエルは地上戦を遂行できないのは指摘の通りです。国内ではユダヤ教の超正統派を徴兵することへの抵抗が起きています。イスラエルは兵器もインテリジェンスも世界的に類を見ない国家ですが、初速で勝ち切るしかないのです。

池内 米軍による爆撃後、イランは一度だけカタールの米軍基地にきっちり撃ち込んで米国にも反撃して見せることで、革命体制が簡単には転覆しないこと、反撃能力を有することを見せつけました。イランは周辺諸国に、「イスラエル側についたなら米国であっても懲罰するが、今回のように中立だったなら懲罰しない」という意思と能力を示し、ある種の抑止を回復させたとすら言えるでしょう。

鈴木 今回イランは、イスラエルの攻撃で人的被害を多く出し、米軍による地中貫通爆弾「バンカーバスター」で、ナタンズ、フォルドウ、イスファハンの核施設を攻撃されるなど、大きな被害も出しました。しかし核施設全てが失われたわけではありません。今後イランが本場に核開発、ウラン濃縮を続けられるかは、特にイスラエルにとって、これまで以上の懸念材料になるでしょう。

単独では地域秩序を作れないイスラエル

細谷 中東では地域大国化したイスラエル主導で、中東秩序の再編が進んでいます。その全体像をどのように捉えたらよいでしょうか。

池内 個々の国家、中東地域内の国際政治、そして米国を中心としたグローバルなレベル、その3層の動きが相互に作用しながら、全体像を形作っています。その中心の一つは、間違いなくイスラエルです。高度な軍事力とその基盤となる技術力、さらに米国を動かす政治力があり、弾薬の補給さえ続けば、中東世界の先頭に立つことができます。これはアラブ側も認めざるを得ません。

では、イスラエルが描く戦略目標が実現されるかというと、そうはなりません。例えばシリアの軍事目標は破壊で

きても、シリアを占領して傀儡国家を作れるかといえ、できないでしょう。実際シリアでは、現地の非国家主体や周辺の国家などイスラエル以外の主体が秩序構築を担っています。そもそもイスラエルは外部から移植された国家であり、地域では孤立しています。外交的な説得や利益供与で湾岸産油国がある程度味方につけられても、アイデンティティが違う。軍事力で自らが望まない勢力を排除し、弱体化させることはできますが、地域秩序を作るヘゲモニーではないのです。イランはヘゲモニー化する危険がありましたが、今回の戦争でそれは潰えたでしょう。

域外大国である米国は、長らく中東での影響力低下を指摘されてきましたが、今回の米軍による空爆で、それを一定程度食い止めたと思います。しかし中東に大規模なリソースを投入するつもりは、もうありません。

鈴木 米国は「シエール革命」によって、中東に関与する動機が薄くなりました。サウジやアラブ首長国連邦（UAE）は、米国にとって武器を使う（軍事介入して守る）相手ではなく、武器を売る相手に変わりました。

池内 米国は、基本的にはイスラエル、湾岸産油国、あるいはトルコという北大西洋条約機構（NATO）同盟国それぞれが地域の利益を追求することを妨げないが、自国の

死活的な利益が脅かされた時は対応するという姿勢でしょう。しかしそれは地上軍の派遣ではなく、空爆や軍事技術の提供、経済制裁といった手段を使うことになります。イスラエルが米国の覇権を肩代わりできるわけではないので、湾岸産油国やトルコにもアプローチし、自らが受け入れやすい秩序作りを促す、そういった役割が想定されます。

鈴木 第1期トランプ政権時代のアブラハム合意は、まさにそのような意図で作られました。米国がアシストしてイスラエルと湾岸諸国との関係改善を進め、最終的にはサウジアラビアとの国交正常化を目指しました。インド、イスラエル、UAEと米国の協力枠組みであるI2U2や、インド・中東・欧州経済回廊（IMEC）も同様に米国の支援で作られた枠組みで、そこにはイスラエルを孤立させないという配慮がありました。10・7以降、この試みはいった

ん頓挫しましたが、米国としては今後復活させたいと考えているでしょう。

もう一つの当事者の湾岸諸国は、ガザ紛争以降中立的というか、重要な意味を持ち得るような発言を控えています。主体的な役割を放棄したような状況で、そこにある種のフランスが成立しているようにも見えます。

池内 少し歴史を振り返ると、トランプ第1期政権はイランに対し、イラン核合意（JCPOA）を破棄して「最大限の圧力」をかけると表明し、そこにサウジやUAEなど湾岸協力理事会（GCC）諸国も加わりました。それに参加しなかったカタールは2017年6月、サウジやUAE、エジプトなどからイスラーム主義勢力との連携を理由に外交関係を断絶され、経済封鎖を科せられます。その結果、サウジ陣営（と背後にいる米国）対イラン陣営という対立

イラン革命体制の耐久力は強靱です。

事態の趨勢は、彼我の軍事力の差

だけでは判断できません。



すずき かずと 2000年英サセックス大学大学院ヨーロッパ研究所博士課程修了。専門は国際政治経済学、科学技術政策論。国際文化会館地経学研究所（IOG）所長。2013～15年国連安保理イラン制裁専門家パネル委員を務めた。著書に『資源と経済の世界地図』など。

**国際法や核不拡散体制への影響など、
今回の戦争が問いかけるものは、
北東アジアの問題ともつながります。**



ほそや ゆういち 2000年慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程修了。博士（法学）。専門は国際政治史。アジア・パシフィック・イニシアティブ研究主幹。著書に『自主独立とは何か（前後編）』『歴史認識とは何か』『国際秩序』、共編著に『民主主義は甦るのか？』など

の構図が前面化します。すると2019年9月、イランが関与したとされるドローン攻撃で、サウジのアブカイクとフライスでサウジアラムコの石油施設に被害が出ました。22年1月にはUAEの首都アブダビにも攻撃が及びました。イランは湾岸アラブ産油国の石油施設や発電所、海水淡水化施設などの重要なインフラを正確に攻撃する能力を示しました。これはサウジアラビアやUAEが高度な防空システムを導入しても、守り切ることは難しい。限定的な手段で抵抗の意思と能力を示す、イランの「寸止め」ともいえる攻撃です。一連の攻撃後、サウジとUAEはイランに対し宥和的な姿勢に転じます。米・イスラエルの対イラン敵対政策には表向きには加担を控え、等距離外交に切り替えました。イスラエルや米国との関係は破棄しないが、イランとも敵対しないという緊張緩和の路線です。

カタールのその後ですが、20年2月29日、トランプ政権はタリバンとドーハ合意に至り、アフガニスタン戦争を最終させましたが、このときタリバンと米国を仲介したのがカタールです。9・11後もイスラーム主義勢力を一貫して支援して、「テロ支援国家」とのそしりも受けてきたカタールの外交姿勢は報われたわけです。それ以降、バイデン政権でもカタールは貴重な仲介者として重宝され、今回の12日戦争の停戦でも仲介役を果たしています。

先制攻撃は正当か、核不拡散への影響は

細谷 今回の戦争は、中東にとどまらず国際社会全体に影響する問題もはらんでいます。その一つ、イスラエルの攻撃に対しては、国際法上の疑義が提起されています。

池内 イスラエルは無理筋だと世界中から反対されても、対イラン先制攻撃を正当化する国際法上の新たな解釈を生み出し、自らの正当性を主張し続けるでしょう。それを米国が外交的に容認することで、ある種の実効性がもたらされます。このような事態が積み重なれば国際法の体系そのものが動揺しかねませんが、現実にはグレーゾーンが生み出されています。

細谷 核問題についてはいかがでしょう。

鈴木 イラン核問題について、2015年のJCPOAは「イランにウラン濃縮能力が若干残ったとしても、国際社会で管理することで核爆弾を製造させないことは可能だ」という前提に立っています。核開発に歯止めをかけることを優先した、実効性を重視する段階的なアプローチといえるでしょう。しかしイスラエルはその前提を信じていないので、最初から立ち位置が違っているのです。

イスラエルは核兵器不拡散条約（NPT）に加盟せず、

それと明言はしていませんが、核兵器の保有を想定されています。イスラエルは、自国の安全保障を担保する最も重要なカードの一つとして核兵器を位置付けているでしょう。核に関してイスラエル優位の状況は揺るがされてはならず、周辺国による核能力向上の取り組みは、すべからく排除されるべきなのです。他方でイランは、直ちに核兵器を持ちたいわけではないが、イスラエルに対する抑止として、平和利用以上のウラン濃縮能力を保有する——その気になればいつでも核兵器を製造できるという状態を保持して、それを抑止力としたいというのが、もともとの思惑です。これらのギャップが、ついに決定的なところまで広がったということです。

池内 核兵器開発でも、平和利用でもない、その中間的な段階のウラン濃縮を続けてきたことが、ある種の力になっていたというのは、興味深い現象ですね。

鈴木 実際に核兵器を持つと危機の段階が上がり、それによるコストやリスクはイラン側にものしかかります。「いつでも兵器化できるぞ」という限定的な段階が、それなりの抑止効果を発揮していたわけです。

池内 しかし今回、イスラエルと米国はそのゲームをやめたわけですね。

鈴木 そのための爆撃でしたが、イラン側は、濃縮ウランは別の場所に隠してある、ゲームは続いているのだ、と主張しています。これ以上の戦闘を望まない米国は「濃縮ウランはゼロになった」とイランの脅威の消滅を宣言する一方で、イランは「核開発能力は残っている」と言うから、イスラエルは板挟みの状態になります。それを確認するIAEAはイランから査察官が退去させられています。

池内 イランが持つもう一つの切り札は、ホルムズ海峡の全面封鎖です。しかし実際にやるとなると、イラン自身も大きな被害をこうむります。市場もそのあたりは見越していた感がありますね。加えて、石油は備蓄が利くので、1～2週間の封鎖であれば何とかしのげます。

ただし、現定的あるいは選択的な封鎖の可能性は依然として存在します。また天然ガスは備蓄できないので、ロシアから中東へと輸入元を代えた欧州諸国では、電気料金が跳ね上がるような事態が生じるかもしれません。

東アジアの安全保障環境にも影響

細谷 グローバルな核不拡散体制にも影響を与えそうです。

鈴木 ここで問題になるのが北朝鮮です。リビア、イラク、

イラン、シリアなど核兵器開発を試みた国が完成前に攻撃を受け、力づくで阻止されるという「中東の流儀」は、東アジアのそれと全く異なります。北朝鮮の核開発に関しては、2003～07年に米国主導で6者会合が行われましたが、結局北朝鮮は核兵器開発に成功し、この間、米国が空爆することはありませんでした。明らかに二重基準です。

今日のイランを見て、北朝鮮は「やはり核兵器を完成させてよかった」と思っているはずですが、北朝鮮のやり方が相対的な一つの成功モデルとなるなら、不拡散体制の原則が大きく揺らぐことになります。イスラエルと米国がイランを叩けば叩くほど、北朝鮮の相対的成功の価値が高まってしまふのです。

細谷 米国ブッシュ（子）政権時代、「悪の枢軸」と言われていたイラク・イラン・北朝鮮ですが、この3カ国の中で軍事攻撃されていないのは北朝鮮だけとなりました。これは日本にも大きな示唆があると思います。日本は国連や国際社会の中で核廃絶を国是のようにしてきましたが、一方で北朝鮮リスクを具体的に抱えています。この問題の国際秩序全体への影響をどのように考えますか。

池内 日本でもしばしば言及されますが、ロシア・ウクライナ、中東、そしてインド太平洋、特に中国を巡る情勢は

連動しています。

米国は国際社会への関与を後退させ、中国やロシアに覇権を奪われない程度に、同盟維持のためのさまざまなコスト削減の方法を考えています。欧州に米国製兵器の購入を求め、その兵器を欧州がウクライナに供与するというモデルも、その一つです。この動きを中東に当てはめると、イスラエルが米国の兵器を購入して、かつ自国でも生産して中東の安定を維持する、という話になります。

すると次はどうなるか。まず、中東においてはトルコが存在に注目が集まります。トルコは、能力的にはイスラエルと地上戦を行える国であり、イスラエルにとって潜在的な脅威となり得る国です。しかもNATOに加盟している。今後、両国がどのように対峙するか、中東秩序を見る上で、一つのカギとなります。

次に、東アジアへの影響も考えておくべきでしょう。米国がウクライナ支援の主体を欧州に任せたとように、東アジアにおいても、有事の場合に日本などの同盟国により大きな役割を求める、その一環として防衛費の増額や米国製兵器の購入を求めてくる——このような事態が起こるとすれば、それは由々しき問題です。ウクライナ戦争の動向を、中国は注視しています。日本としても、その点を踏まえて

行動すべきでしょう。

細谷 池内さんは前述の論文で、「日本は中東に対して地域的な政策が必要だ」と主張されていますね。日本の中東政策は2国間のみに関心があり、地域全体を見ていないと指摘されています。

池内 今まで見てきたように、地域大国はもちろん、等距離外交、仲介外交によって中立を保とうとする勢力が、中東の秩序形成に重要な位置を占めるようになってきました。日本もそこに関わり、協力していくことが求められます。

鈴木 日本はこれまでイランとイスラエルに対して等距離外交をしてきました。今、国際社会でイスラエルへの風当たりが強まり、孤立が深まっていることにも注意を向けるべきです。イスラエルを追い込みすぎることには、中東を含め国際社会にとって決してよいことではありません。確かにイスラエルのガザ攻撃の悲惨さは大問題ですが、イスラエルと関係断絶にならない、場合によってはそれこそ仲介的な役割を果たすといった戦略観も必要だと思います。

細谷 日本社会はリスクを避ける風潮がありますが、イランとイスラエル双方と良好な関係を維持する日本だからこそ、できることがあるはずですが。もし関係を維持せず放置するなら、その後のデメリットは計り知れないでしょう。

イラン「潜在的核保有戦略」の挑戦と核不拡散体制

核施設空爆でイラン核戦略が鮮明に。「あいまい戦略」を許さぬ核不拡散の実効化に、NPT体制強化は不可欠だ。

- ・「核保有しぐさ」を叩いたイスラエル・米国の攻撃
- ・潜在的核抑止力は本当に有効なのか、検証が必要
- ・「NPT二重性論」を完全否定する核不拡散体制強化を

一橋大学教授
秋山信将

あきやま のぶまさ 日本国際問題研究所
軍縮・科学技術センター所長を兼任。20
16、18年に在ウィーン国際機関代表部公
使参事官。日本政府の「核兵器なき世界」
に向けた国際賢人会議「メンバー」。

今年6月13日、イスラエルはイランの主要な核開発関連施設（ナタンズ濃縮施設、フォルドウ濃縮施設、イスファハン核技術センター）に加え、弾道ミサイル基地、防空システム、革命防衛隊（IRGC）高官や核開発関係科学者の拠点などに対して大規模な同時空爆を実施した（「ライジング・ライオン作戦」）。さらに、同月21日から22日にかけて米国が、精密誘導型のバンカーバスター爆弾の使用を含む大規模な軍事作戦（「ミッドナイト・ハンマー作戦」）を実行し、ナタンズ、フォルドウ、イスファハンの各施設に損傷を与えた。

これらの軍事行動は、国連憲章第2条4項で禁じられた予防的武力行使に該当するとの国際法上の懸念と批判を引き起こしたが、その背景には、イランの核能力進展が将来的な戦略的リスクを生みかねないという認識があったと考えられる。欧州各国もこれらの行動に対し理解を示した。一方、イランの側から見れば、これまで採ってきた「核保有しぐさ（nuclear hedging）」——核兵器を実際には保有しないまま、技術的に「保有一步手前」の状態を維持し、外交上のレバレッジを得る戦略——の破綻を意味する。重要なのは、こうしたあいまいな戦略が、核兵器不拡散

条約（NPT）および国際原子力機関（IAEA）を中心とした国際的な核不拡散体制の制度的枠組みの抜け穴を巧妙に使いながら追求されてきた点である。イランは平和目的を強調しつつ、高濃縮ウランの蓄積や金属ウラン転換、起爆装置関連の研究を進めてきたが、IAEAは核開発計画の全容を把握できず、国際社会はイランの「意図」に大きな疑念を抱くことになった。結果として、イスラエル、さらには米国の予防的先行行動を——その合法性はともかく——正当化する口実を与える構造が生まれた。本稿は、イランの「核保有しぐさ」や「潜在的核抑止」を許容してきた、この核不拡散体制の制度的ループホール（抜け穴）について分析し、その上で、武力ではなく制度を通じた不拡散を担保するために、2026年NPT運用検討会議を含めた、国際的核不拡散体制が取り組むべき課題を論じる。

IAEA制度の抜け穴を突くイランの外交戦略

イランは、最高指導者のファトワ（宗教令）を根拠に「核兵器の保有は禁じられている」との立場を維持し、自国の核活動がもっぱら平和目的であると主張し続けてきた。その正当性の根拠として、NPT第4条に定められた「原子力の平和的利用の奪い得ない権利」および、包括的保障措

置協定（CSA）の履行を挙げている。しかし実際には、核不拡散体制の制度的抜け穴とグレーゾーンを巧みに突く外交戦略によって、実質的な核兵器開発能力を構築してきたと評価されよう。

第一の制度的抜け穴は、保障措置の浸透性の欠如である。IAEAによる保障措置の核心は、核物質や原子力活動に関する申告が正確かつ完全であるかを検証し、平和目的の核物質や施設が軍事目的に転用されていないことを確認することにある。NPT第3条に基づき、すべてのNPT上の非核兵器国はIAEAとの間でCSAを締結し、申告された核物質・施設に対して査察を受ける義務を負う。しかしCSAは、申告された施設に対する検証に限定されており、未申告施設や未通告の活動に対する検証能力は本質的に不十分である。こうしたCSAの限界を補うため、IAEAは1997年に追加議定書（AP）を策定した。これは、イラク（91年）や北朝鮮（93年）など、申告外の核活動や査察妨害を受けた過去の事例を踏まえた制度強化であり、IAEAに対し、未申告施設や活動に対する「補完的アクセス（Complementary Access）」を認める強力な査察権限を付与するものである。しかし、APは主権の制限につながるといふ非同盟諸国からの反発が強く、CSAと